

業 務 仕 様 書

- 1 . 一 般
- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
業務指示書受信後、7日以内に着手予定日及び完了予定日を業務受理書に記入し、メール・FAX等にて返信すること。着手及び完了が予定と変更となる場合は、直ちに監督員に報告すること。
 - (2) 業務作業時は、一般の交通を妨げたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 沿道の住民等により要望及び陳情があったときは丁寧に應對し、監督員に報告し指示を受けること。
 - (4) 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
 - (5) 本業務施行前に、業務計画書を監督員に提出すること。
 - (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員と協議し指示を受けること。

2 . 業務区域等について

業務区域は、別紙の施行場所を基本とする。ただし、区域外の作業についても、監督員の指示により行うことがある。

- 3 . 作 業
- (1) 作業時間は8時より17時までの範囲とする。ただし、道路上での作業は道路使用許可内容に従うこと。それ以外の時間帯に作業する場合は、監督員の確認を得ること。
 - (2) 除草作業は、機械除草肩掛式を基本とし、機械除草が出来ない場合は人力除草とする。
 - (3) 作業上障害となるものは事前に取除き、除草・伐採を行うこと。
 - (4) 枝・葉等は、民間の資源化処理施設に運搬し処理すること。資源化処理施設で資源化できない草等は、市の指定する一般廃棄物処理施設に運搬し処理すること。
 - (5) (4) の運搬持込処分費は各作業内容に含まれている。
 - (6) 投棄物等を発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。
 - (7) ロープ高所作業を行う場合は、労働安全衛生規則を遵守し有資格者で実施すること。

4. 写真管理及び出来形について

- (1) 作業毎に範囲や内容が確認できる写真を、作業前、作業中、作業後に同一の場所で撮影すること。又、細別毎に撮影すること。
- (2) 交通誘導警備員を配置した場合は、人数の確認できる写真を撮影すること。又、建設機械を使用した場合も確認できる写真を撮影すること。
- (3) 施行数量を確認できる検寸写真を必ず撮影すること。撮影の頻度は、せん定については作業本数の10% + 1枚を基本とすること。除草については、刈った箇所がすべて写真で確認できるように撮影すること。
- (4) 出来形については、平面図に各施行場所の作業区分毎に施行範囲、管理番号等を記入すること。除草等においてまだらな部分がある場合は、面積に控除率を掛けて計算すること。
- (5) 業務完了報告書は、下記のとおり作成し、提出すること。書式は業務施行前に監督員より配布する。
 - ・内訳書（書式あり）
 - ・集計表（書式あり）
 - ・施行場所（指示場所）毎の提出書類
 - ア）報告書（書式あり）
 - イ）業務指示（受理）書（返信 FAX 等）
 - ウ）位置図（指示書の添付書類）
 - エ）白地図に必要事項を記入した図面（指示書の添付書類を使用）
 - オ）数量計算書（求積図等）
 - カ）写真
 - ・廃棄物集計表
 - ア）廃棄物処分伝票（計量票、証明書、マニフェスト等）
 - イ）廃棄物持込み状況写真

5. その他 (1) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 各作業区分の詳細について

- (1) 除 草
 - ア) 機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行い、地際で刈り取る。機械除草には人力による仕上げ除草も含まれている。人力除草箇所は機械除草箇所以外とする。
 - イ) 刈込みした草は、その場に放置せず、その日のうちに片づけること。やむなく処理出来ない場合は、道路利用者の妨げとならない場所に仮置きし、草が飛散しないようシート等で覆っておくこと。
 - ウ) 除草跡はきれいに均し清掃すること。

(2) 樹木せん定

- ア) 切り取った枝は、その場に放置せず速やかに片づけること。
- イ) 作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
- ウ) 太い枝をせん定した時は、必要に応じて切り口に、癒合剤を塗布すること。
- エ) 指示区域内において地元等の協力で、せん定や除草等の処理が完了している場合があるので、その場合は監督員に報告し指示を受けること。

(3) 蜂の巣除去(アシナガバチ等)

- ア) 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片づけること。
- イ) 薬品等を使用する場合は、適切なものを使用すること。市販されている以外の薬品を使用する場合は、監督員に事前に報告すること。
- ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害等の無いように配慮し、状況によりお知らせ等で周知をすること。
- エ) 生息が確認できたスズメバチの巣を発見した場合は、本市が対応するので速やかに監督員に報告すること。

(4) リフト車

- ア) リフト車(高所作業車)の使用については、施行前に監督員と調整し事前に決定する。
- イ) 使用するリフト車については、トラック架装型・揚程12mを標準とする。

7. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第77条の道路使用許可を受けること。

8. 数値基準について

(1) 「計算書」及び「各施行場所の報告書」

種 別	単 位	数 位	備 考
延 長	m	少数第1位	少数第2位四捨五入
幅	m	少数第1位	少数第2位四捨五入
高 さ	m	少数第1位	少数第2位四捨五入
面 積	m ²	少数第1位	少数第2位四捨五入
幹 周	cm	整数	少数第1位切捨て

(2) 「集計表」

- ・積上げ計算は、小数第1位で行うこと。
- ・合計は、整数とし、少数第1位切り捨てとする。

9.特記事項について

- (1) 本業務には、前払い金は無いものとする。
- (2) 位置図 、 、 、 、 、 、 については、除草時期（祭礼等）の調整がある。
- (3) この単価契約で示した内訳単価以外の作業が必要となった場合は、協議により決定する。

坂本芦名線ほか道路事業用地除草業務委託 予定数量表

番号	路線名等	施行場所	機械 除草 100m ² 未満 (m2)	機械 除草 100m ² 以上 500m ² 未満 (m2)	人力 除草 (m2)	人力 除草 75以 上 草等 (m2)	幹周 60cm 未満 (本)	幹周 60cm 以上 120cm 未満 (本)	蜂の 巣除 去 (箇所)	リフ ト車 (日)	交通 誘導 警備 員B (人)
	坂本芦名線	芦名1丁目297番3ほか		187		10			1		
	坂本芦名線	芦名1丁目508番1ほか			72	10					
	坂本芦名線	芦名1丁目511番1	10		50	5					
	坂本芦名線	芦名1丁目597番1	40		65	10					
	坂本芦名線	芦名1丁目1172番1ほか	25			10					
	坂本芦名線	芦名2丁目1516番1ほか		121							
	佐島の丘通り線	芦名1丁目476番5ほか		129							
	佐島の丘通り線	芦名1丁目477番3	35			10					
	浦賀野比線	長瀬2丁目322番1ほか		110		169	28	15	1	2	4
	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番96ほか	10		49	20					
	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番86ほか	10		50	20					
	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番19ほか			60	20					
	金谷駿河坂線	平作6丁目3224番10ほか			59	20					
	太田和長坂線	長坂3丁目2048番18ほか	10		69	25					
	野比北武線	武1丁目1638番4ほか	20		30						
	その他	監督員の指示による	10		10	10					
合計			170	547	514	339	28	15	2	2	4

坂本芦名線ほか道路事業用地除草業務委託内訳書(単価契約用)

(税抜)

番号	種 別	単位	細 別	予定数量	上限単価	契約単価
1	機械除草 (肩掛式・飛び石防護)	m ²	1箇所あたり 100m ² 未満	170	480	
2	機械除草 (肩掛式・飛び石防護)	m ²	1箇所あたり 100m ² 以上500m ² 未満	547	380	
3	人力除草	m ²		514	450	
4	人力除草	m ²	フェンスつる草等	339	1,100	
5	高木せん定	本	幹周60cm未満	28	7,500	
6	高木せん定	本	幹周60cm以上 120cm未満	15	18,500	
7	蜂の巣除去	箇所	アシナガバチ等	2	5,000	
8	リフト車	日	トラック架装型 ・揚程12m	2	85,000	
9	交通誘導警備員B	人		4	23,100	

- ※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえることができない。
- ※ 予定数量に契約単価を乗じた金額(税抜)の合計金額を入札金額とすること。
- ※ 契約単価は、契約者が記入すること。